

財務省告示第七一二号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成十五年度の初日から平成十五年十一月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成十五年十二月二十六日

財務大臣 谷垣 禎一

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成十五年度の初日から平成十五年十一月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	トン
二	トン
三	四トン
四	二二、八六五トン
五	七一七トン

二	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一	九	八	七	六
三六九トン	五二一トン	九、五八一トン	六七、三一二トン	二七、三九 トン	六三トン	二八四、一九六トン	九二、九一五トン	三、九六四、三三三トン	四八、八 二トン	一、七 二トン	三、六七四トン	二、二八一トン	トン	トン	一八トン

二九	一、二四五トン
二八	一八トン
二七	一、二八四トン
二六	一、三三三トン
二五	トン
二四	一四・二二トン
二三	四、二五トン
二三	九三トン
二二	二七、三六トン